

# 仕 様 書

## 1 業務名

下水道河川局庁舎消防設備修繕業務

## 2 目的

本業務は、下水道河川局庁舎内の設備機器について、正常に動作するよう修繕を実施するものである。

## 3 実施場所

札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 番 1 号 札幌市下水道河川局庁舎

## 4 業務内容

### (1) 部品交換

下水道河川局庁舎消防設備保守点検業務により不良が確認された設備機器について、下表のとおり部品交換を行う。

なお、実施に当たっては、「消防法」等の関係法令に基づき行うこと。

| 品番 | 品名                        | 規格                       | 数量 | 単位 |
|----|---------------------------|--------------------------|----|----|
| 1  | 光電式スポット型感知器 2 種           | 能美防災製、FDK246             | 7  | 台  |
| 2  | 感知器用ベース                   | 能美防災製（埋込型）、FZBJ014-U-2 型 | 4  | 台  |
| 3  | 誘導灯予備電池<br>(2.4V 3000mah) | 東芝製（ニッケル水素電池）、2HR-CY-SNB | 1  | 台  |
| 4  | 誘導灯予備電池<br>(3.6V 3000mah) | 東芝製（ニッケル水素電池）、3HR-CY-SPB | 2  | 台  |
| 5  | 粉末消火設備非常電源<br>(密閉型鉛蓄電池)   | 古河製、12M24B               | 2  | 台  |

※ 不良となっている設備の設置場所は別紙のとおり。

※ 業務に伴って生じた副産物は適正に処理すること。

### (2) 動作確認

作業終了後、動作確認を実施すること。

## 5 履行期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）

## 6 提出書類

光電式スポット型感知器及び感知器用ベースの交換は「甲種消防設備士第4類」の資格を有する者が行い、粉末消火設備に係る密閉型鉛蓄電池の交換は「甲種消防設備士第3類」の資格を有する者が行うこと。ただし、当該有資格者は直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものであること。

また、作業実施前に委託者に対し上記資格を確認できる書類を提出すること。

## 7 報告

作業完了後は速やかに作業報告書を作成し、所定の完了届を添えて委託者に提出すること。

## 8 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

## 9 その他

- (1) 業務に必要な工具等は受託者の負担とする。
- (2) 業務の実施にあたって、受託者の不注意により生じた故障・破損・事故等は受託者の責任において処理すること。
- (3) 作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに委託者に連絡をすること。
- (4) 庁舎管理の運営又は市職員の業務に支障を及ぼすおそれのある作業をする場合は委託者の指示する時間帯に実施すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、決定する。

## 9 担当課

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課  
電話：011-818-3452